

令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算の

取得状況と支給方法

社会福祉法人新潟地区手をつなぐ育成会

1 新処遇改善加算への移行

令和6年度8月から処遇改善交付金が一本化されたことにより、6年度～7年度9月までを支給方法見直しのための調整期間としました。

2 令和7年度 支給額と支給方法

- ① 福祉の業務に経験がない資格がない場合であっても、当法人に採用直後は、処遇改善手当として、月額25,000円を支給する。(1年目)
- ② 勤務1年を経過した後は、次に挙げる項目を評価し決定する。

現行の評価

- ・特殊職務(サービス管理責任者)
- ・前歴(知的障がい優遇)
- ・有資格(3福祉士)
- ・当法人の勤務年数

改正後の評価

- ・特殊職務(サービス管理責任者)
- ・前歴(知的障がい優遇)
- ・有資格(3福祉士・保育士)
- ・当法人の勤務年数
- ・人事評価(スキル評価含む)
- ・貢献度
- ・研修への参加率(法人研修・事業所研修)
- ・自己研鑽
- ・その他特別考慮する事項

年度末の調整(一時金)

令和7年度支給の残額は、調整のため2月または5月に一時金として対象職員に支給する。

障害福祉人材育成・職場環境改善事業の補助金の活用

令和6年度補正予算に基づく障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の実施における補助金の申請をいたしました。10月25日に一時金として、フルタイム職員に支給します。

支給額：10,000～58,000円 (勤務年数を考慮する)